



火入れを予定している方へ



火入れを行うことができない条件に
林野火災注意報及び林野火災警報が追加されました。

- ①強風注意報
- ②乾燥注意報
- ③火災警報
- ④林野火災警報【追加】
- ⑤林野火災注意報【追加】



火入れができません。

1 火入れとは

森林法第21条に規定されており、原野、山岳、荒廃地その他の土地において、造成のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を目的として行う行為をいいます。

森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れについては、市町村長の許可を得る必要があります。

2 火入れができない主な気象状況

降水量が少ないとき

空気が乾燥しているとき

風が強いとき

3 違反した場合

森林法により、許可なく火入れをした者（許可を受けた場合でも、火入れができない条件に火入れをした者）は20万円以下の罰金に、またこれにより、他人の森林を焼毀した者は30万円以下の罰金に処せられることがあります。



実施前は朝から気象情報を確認し、風が強い日や空気が乾燥している日は、火入れを行わないようにしてください。

【問い合わせ先】

海田町建設部まちデザイン課

電話：082-823-9634